



# こちが「企業の労働110番」です

(一社) 名北労働基準協会  
ホワイト企業推進本部 本部長  
RSTトレーナー

石田 和彦

「はい、こちら企業の労働110番です」。  
小牧市に本社がある自動車部品製造業の専務さんからの電話でした。  
「平成28年6月1日から化学物質を取扱う全事

業場にリスクアセスメントの実施が義務化されるとのこと。当社も化学物質を取り扱っています。リスクアセスメントをどのように実施したらいいのでしょうか？」とのご相談

談でした。専務は「自分は化学が専門ではないから、よくわからない」とやや尻込みをしていますが。そこで、化学物質のリスクアセスメントについて、わかりやすく説明しました。

## できてますか？ 化学物質のリスクアセスメント

昨年、労働安全衛生法が改正され、一定の危険有害性のある化学物質について、リスクアセスメントが義務付けられました。塗料、洗浄液、メッキ、工作機械の切削油など、使い慣れた化学用品でも使用前にリスク評価をしなければなりません。企業規模を問わないため、中小企業を含め化学物質を取り扱うすべての事業場が、危険有害性があり安全データシート(SDS)交付義務の対象である640種類の化学物質についてリスクアセスメントを行う必

要があります。化学物質の不十分な管理により、爆発、中毒、薬傷等の労働災害が依然として発生しており、化学物質を取扱う事業者及び労働者に危険、有害性の情報を確実に伝え、その情報を利用して適切な化学物質管理を行うことが必要です。

### ラベルとSDS (安全データシート)



「化学物質のリスクアセスメント」とは、化学物質を取扱う際に生ずる恐れのある負傷・疾病の重篤度の発生の可能性を調査し、労働災害が発生するリスクの大きさを評価するものです。具体的には、①SDS等を通じて、危険性・有害性を確認する、②使用量や取扱

い方法によってどのよう  
な労働災害が発生するお  
それがあるかを調査する  
③発生した場合の負傷・  
疾病の重篤度や発生する  
可能性の度合いを評価し、  
その危なさに応じた対応  
をすることとなり、リス  
クが高いと評価されたも  
のから優先的に、リスク  
低減措置を講じることが  
求められます。

万一、労働者に健康被害が出れば経営者は責任を問われ、社会から信頼を失います。そもそも法の改正のきっかけが、平成24年に印刷工場  
の作業者に胆管がん  
の発症が相次いだ労働災害でした。当時、大きな社会問題となりました。  
作業環境が良ければ、職業病や作業関連疾患は発生しません。労働衛生の三管理(作業環境管理、作業管理、健康管理)で最も重要なのは作業環境管理です。  
危険に遭遇する労働災

害には事故にならない「ヒヤリ・ハット」がありますが、職業性疾患にはありません。有害物質に一定以上暴露すれば、必ず職業性疾病を引き起こすことを肝に銘じてください。

会社、管理・監督者は、『従業員を絶対職業病にさせない』という、強い決意を持つ必要があります。事業者の責任を肝に銘じ日頃から十分な職業病対策を施すことが、事業者であり雇用主の責務なのです。

なお、愛知県下各労働基準協会では、5月26日愛知県産業労働センター(ウインクあいち)において、基礎からわかりやすく学ぶ「化学物質リスクアセスメント実施総合セミナー」を開催いたします。詳しくは、当協会総合受付(☎052-961-1666)までお問合せください。

イラスト・森沢康代